

IV 税額の計算に関する改正

○ 法人税額の特別控除に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措法 42 の 4 ⑨、68 の 9 ⑨)	○ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除を選択適用できる措置の適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。	—								
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除 (措法 42 の 5 ①二、措令 27 の 5 ⑤、措令 27 の 5 ⑥、改正法附則 75、105 ①、平 4 大蔵省告示第 57 号、平 22 財務省告示第 105 号)	○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の特別償却 (27 ページⅢ(1)参照) と同様の改正が行われました。	Ⅲ(1)の適用時期等と同じとなります。								
(3) 中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除 (措法 42 の 6 ①、68 の 11 ①、措規 20 の 2 の 2 ③、改正措規附則 12)	○ 中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却 (28 ページⅢ(2)参照) と同様の改正が行われました。	Ⅲ(2)の適用時期等と同じとなります。								
(4) 事業基盤強化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除 (措法 42 の 7 ①五、68 の 12 ①五、措令 27 の 7 ②⑥、39 の 42 ②⑥、措規 20 の 3 ⑥⑦、22 の 25 ⑤⑥、改正法附則 76 ②、107 ②)	<p>○ 事業基盤強化設備を取付した場合の特別控除制度について、中小企業者等が取付した情報基盤強化設備等に係る措置が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;"></th> <th style="background-color: #ffffcc;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象法人</td> <td>製造業等を営む資本金の額等が 1 億円以下の法人 (大規模法人の子会社等を除きます。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象資産</td> <td>① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたものに限ります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適用対象投資額</td> <td>対象資産の取得価額の合計額が 70 万円以上</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	対象法人	製造業等を営む資本金の額等が 1 億円以下の法人 (大規模法人の子会社等を除きます。)	対象資産	① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたものに限ります。	適用対象投資額	対象資産の取得価額の合計額が 70 万円以上	平 22. 4. 1 以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用されます。
	改正後									
対象法人	製造業等を営む資本金の額等が 1 億円以下の法人 (大規模法人の子会社等を除きます。)									
対象資産	① サーバー用のオペレーティングシステム ② サーバー用の電子計算機 ③ サーバー用の仮想化ソフトウェア ④ データベース管理ソフトウェア ⑤ 連携ソフトウェア ⑥ 不正アクセス防御ソフトウェア 等 (注) ①、③～⑥については、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたものに限ります。									
適用対象投資額	対象資産の取得価額の合計額が 70 万円以上									
(措令 27 の 7 ⑫五、39 の 42 ⑭五、改正措令附則 26、40)	○ 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除について、平成 22 年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金が教育訓練費割合の計算における労務費の額 (計算式の分母) に含まれることとなりました。	平 22. 4. 1 以後に支出する拠出金について適用され、同日前に支出した拠出金については、従来どおり適用されます。								

改正事項	改正の内容	適用時期等
(5) 情報基盤強化設備等 を取得した場合の法人 税額の特別控除（旧措 法42の11、68の15、 旧措令27の11、39の 45、旧措規20の5の 2、改正法附則77、 110）	○ 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（29ページⅢ(4)参照）と同様の改正が行われました。	Ⅲ(4)の適用時期等と同じとなります。
(6) 法人税の額から控除 される特別控除額の特 例（措法42の11、68 の15、措令27の11、 39の45、改正法附則 78、111、改正措令附則 28、42）	○ 情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の廃止（上記(5)参照）に伴う規定の整備が行われました。	—

V 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備 金（措法55①、68の 43①、改正法附則82 ②、115②） (旧措法55②一、68の43 ②一、旧措令32の2②、 改正法附則82②、115②） (措法55①、68の43①)	○ 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に 係る準備金の積立割合が90%（改正前100%）に引き下げ られました。 ○ 資源開発事業等の対象となる資源の範囲から石炭及び木 材が除外されました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	平22.4.1以後に取得を する特定株式等につい て適用され、同日前に取 得をした特定株式等につ いては、従来どおり適 用されます。 同 上 —
(2) 金属鉱業等鉱害防止 準備金（措法55の5 ①、68の44①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定災害防止準備金 （措法55の7①、68の 46①）	○ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の適用 期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 保険会社等の異常危 険準備金（措令33の5 ⑤二、39の83⑤二、改 正措令附則24）	○ 火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会が行う火 災共済に係る積立率が2%（改正前2.5%）に引き下げられ ました。	平22.4.1以後に開始 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に開始した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令 33 の 5 ⑱、39 の 83 ⑱、改正措令附則 24)</p> <p>(措令 33 の 5 ⑱⑳、39 の 83 ⑱⑳、改正措令附則 24)</p> <p>(措令 33 の 5 ⑱⑳、39 の 83 ⑱⑳)</p>	<p>○ 火災共済に係る積立率の特例における積立率が 4 % (改正前 5 %) に引き下げられました。</p> <p>○ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例について、その適用対象となる事業年度からそれぞれ次のものが除外されました。</p> <p>イ 火災保険等…各事業年度終了の日における異常危険準備金の残高がその事業年度における正味収入保険料の 30% を超える場合のその各事業年度</p> <p>ロ 火災共済…各事業年度終了の日における異常危険準備金の残高がその事業年度における正味収入共済掛金の 60% (火災共済協同組合連合会が行う火災共済については 75%) を超える場合の各事業年度</p> <p>○ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで 3 年間延長されました。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(5) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法 57 の 10 ②③、68 の 59 ②③、改正法附則 83、116)</p>	<p>○ 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により移転する一括評価金銭債権について、期中において貸倒引当金勘定を設けた場合のその貸倒引当金が本特例の対象に追加されました。</p>	<p>平 22.10. 1 以後に行う適格分割等について適用されます。</p>
<p>(6) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措法 58 ①②、68 の 61 ①②)</p>	<p>○ 適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(7) 沖縄の認定法人の所得の特別控除 (措令 36 ⑤、39 の 90 ⑥、改正措令附則 31、45)</p>	<p>○ 軽減対象所得金額及び全所得金額の計算について、内国法人が解散した場合に残余財産がないと見込まれるときの期限切れ欠損金の損金算入に関する規定等は適用しないで計算することとされました。</p>	<p>平 22.10. 1 以後に終了する事業年分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 商工組合等の留保所得の特別控除 (措令 37 ⑤、改正措令附則 32)</p>	<p>○ 留保所得を取り崩して配当等の剰余金の処分をした場合の益金算入措置について、所得の金額に受贈益の金額を含めることとされました。</p>	<p>平 22.10. 1 以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 農業経営基盤強化準備金 (旧措法 61 の 2 ①、改正法附則 84 ①)</p> <p>(農業経営基盤強化促進法施行規則 25 の 2 四)</p>	<p>○ 本制度の対象となる法人から担い手経営安定法第 2 条第 2 項第 1 号口に掲げるもの (特定農業団体及びこれに準ずる組織) が除外されました。</p> <p>○ 本制度の対象となる交付金等について、水田農業構造改革補助金が除外され、戸別所得補償制度実証事業交付金が追加されました。</p>	<p>平 22. 4. 1 前に積み立てた農業経営基盤強化準備金の金額を有している法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>